

認定申請マニュアル

(総論)

もくじ

	頁
構造改革特区計画認定申請マニュアル（総論）	
第1章．構造改革特区計画の認定制度について	
1 - 1．認定制度の概要	1
1 - 2．認定制度のポイント	1
第2章．認定基準等の解説	
2 - 1．特区計画の認定基準について	10
2 - 2．関係行政機関の長による同意について	16
第3章．認定申請手続きについて	
3 - 1．認定申請に必要な書類	19
3 - 2．認定申請書類の作成要領	20
付録1．認定チェックリスト	29
付録2．モデル添付書類	30

第1章 構造改革特区計画の認定制度について

1 - 1 . 認定制度の概要

構造改革特別区域法（以下「法」という。）に基づく規制の特例措置が適用されるためには、地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区内で適用させようとする規制の特例措置を盛り込んだ構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）を策定し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

内閣総理大臣による特区計画の認定は、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）で明らかにしているとおりの「（認定基準）を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない」こととしています。

特区計画の認定申請に当たっては、

法令解釈事前確認制度（いわゆるノーアクションレター制度）

民間事業者等による特区計画案に関する提案制度

を導入し、特区計画を申請しようとする地方公共団体や特区で事業を展開しようとしている民間事業者等の取組が円滑に進むように配慮しています。

1 - 2 . 認定制度のポイント

1) 認定の発案から認定までの流れ

特区計画の認定の発案から認定までの流れを、時間の経過に応じて並べると次のとおりになります。（若干の前後はありえます。図1参照。）

法令解釈の事前確認（法第4条第7項）

民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案（同条第4項）

特区計画案の作成にあたっての実施主体等からの意見聴取（同条第3項）

特区計画の認定の申請（同条第1項）

特区計画の認定（同条第8項及び第11項並びに法第5条）

特区計画の変更（法第6条）

これらについて、以下に特区計画の作成者がまず把握しておく必要のあるポイントを記述します。

2) 法令解釈の事前確認

法令解釈の事前確認については、法第4条第7項及び基本方針2.(3)に記載されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

地方公共団体は特区の認定申請に当たって、基本方針別表1に示された規制の特例措置に関する法令等の解釈だけでなく、規制の特例措置に関連する事業に関する法令等の解釈についても関係行政機関に確認すること

ができること。例えば、国際交流を推進しようとする特区計画において、外国人研究者に関する規制の特例措置に関連して、当該外国人の在留環境の改善を図るため、外国人医師や外国人弁護士の活用を図る事業に関連する事業とした場合、これに関する医師法、弁護士法等の法令等の解釈を求めることが可能である。

法附則第3項に基づき、訓令又は通達により定められる規制の特例措置についても、法律、政省令と同様に事前確認を行うことができること。

法令解釈の事前確認への回答が期限（原則として30日以内）までにない場合等には、内閣官房に設ける相談窓口で事実の確認等を求めることができること。

3) 民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案

民間事業者等からの特区計画案の作成についての提案に関しては、法第4条第4項及び基本方針2.(4)に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

特区計画案の作成についての提案を行うことができる者は、規制の特例措置の適用が受けられるすべての者（特区外に所在する者を含む。）であること。例えば、農地法の特例では、農地の貸付け主体である地方公共団体や農地保有合理化法人だけでなく、農地の借受け主体となる予定の農業生産法人以外の法人（特区外に所在しながら特区内で農地の貸付けを受けようとする法人を含む。）も制度の対象となる。

提案を踏まえて特区計画の案を作成する必要がないと地方公共団体が判断した場合は、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならないとされており、その際には提案を受付けてから30日以内に書面又は電子メールで回答することが望まれること。

提案があつたにも関わらず何ら回答がなされず、内閣官房に設ける相談窓口に相談等があつた場合には、相談窓口から事実の確認等が求められる場合があること。

4) 特区計画案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取

特区計画案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取については、法第4条第3項に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

意見聴取は、計画案の作成の段階で既に規制の特例措置の適用を受けようとする者として特定されているものに対して行えば足りるものであること。特区計画に記載することとなる規制の特例措置の適用を受ける主体（実施主体）の範囲に含まれ得るすべての者を指すものではない。例えば、

学校教育法の特例で、A市が特区計画において規制の特例措置の適用を受ける主体を「市内の幼稚園」とする場合、全市で10施設ある幼稚園のうち、案の作成段階で三歳未満の幼児を受け入れる意向を示している幼稚園が3施設であれば、この3施設について計画に記載することを前提に意見を聴取すれば足りることとなる。

都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならないと規定されていますが、都道府県と市町村が共同で申請する場合は、共同で申請する市町村は計画の策定主体となるので、「関係市町村」には該当せず、本条に基づく意見を聴く必要はありません。

5) 特区計画の認定の申請

特区計画の認定の申請は、地方公共団体から内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、法第4条第1項に基づき定められることとなる内閣府令に基づく様式を用いた申請書及び特区計画書に、同府令に基づく書類を添付して行うこととなります。特区計画書に記載すべき事項は、同条第2項に列挙されています。

これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは、次の3つのポイントを挙げます。

計画の認定申請の主体

計画の認定申請の主体については、法第4条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(3) に記述されている内容によること。

構造改革特別区域計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合であるが、その主な組み合わせを例示すると以下のようなものがある。

- ）市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- ）複数の市町村の共同
- ）複数の都道府県の共同（ただし法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- ）都道府県単独（ただし法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- ）都道府県と市町村の共同（ただし都道府県にあっては、法第4条第3項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

）の場合の意見聴取については、3)を参照

特区の範囲

特区の範囲については、法第2条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.(3) に記述されている内容によること。

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、たとえば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域(いわゆる「飛び地」)等、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

特区の範囲は、必ずしも特区計画に含まれるすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できるものである。

なお、地方公共団体が特区の範囲からさらに、個別の規制の特例措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該規制の特例措置を受ける主体について記述する際に、「(特区のうち) 地区で適用する××の規制の特例措置を受ける主体」とすることにより対応することとする。

訓令又は通達により定められる規制の特例措置の取扱い

法第4条第1項に基づき申請される特区計画に記載され、同条第10項に基づき適用される規制の特例措置は、厳密には法律、政令、省令及び告示(この項において「法律等」という。)で定められたものである。基本方針別表1に掲載されている訓令又は通達(この項において「通達等」という。)で定められた規制の特例措置については、法附則第3条に基づき、「法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるもの」として位置付けられ、基本方針2.(6) において、「法律、政令又は主務省令で定められているものと同一の扱いとする」とされている。

すなわち、通達等に基づく特例措置についても、法律等に基づく特例措置と同じように、特区計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受ければ発効することとするものである。これにより、一つの特区計画で法律等に基づく特例措置と通達等に基づく特例措置を併せて記載することも、通達等に基づく特例措置のみの特区計画を申請することも可能である。

この場合、通達等に基づく特例措置に関する申請にあっても、法律等に基づくものと同様に、「構造改革特別区域計画」、「構造改革特別区域」、「特定事業」等の用語を用いることとする。

特区計画に記載する実施主体の範囲

特区計画で記載すべき実施主体は、規制の特例に基づく事業が確実に実施されるために特定する必要がある主体であるが、計画を作成する地方公共団体が規制の特例をどのように捉えるかにより特定すべき主体の範囲が変化するものであることから、当該事業が成立するために合理的な範囲で任意に設定できるものである。

例えば、入管法の特例では、地方公共団体が、確実に事業が成立することを判断するにあたって、従来外国人研究者の受け入れ実施がないような研究機関が意中の外国人を招聘しようとする事業であれば、受け入れ機関と外国人研究者をともに特定されている（またはその見込みがある）ことにより判断できるが、すでに外国人研究者の受け入れ実績を有しており、今後とも継続性が見込まれる機関（例えば海外の機関と人事交流協定を結んでいる等）であれば、外国人研究者まで特定しなくてもその判断が可能である（特定されていなくとも事業が確実に実施される蓋然性が高い）。

特区計画に記載する特定事業の数

特区計画に記載する特定事業については、数の限定はない。計画全体として認定基準に適合するものであれば、特定事業は1つでも複数でもよい。

5) 特区計画の認定

特区計画の認定に関しては、法第4条第8項から第11項まで及び第5条並びに基本方針3.(1)(5)(6)及び(7)に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。なお、認定基準の内容及び関係行政機関の長が行う同意については、第2章で詳述します。

特区計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しないこと。なお、特区計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合がある。

特区計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知される。

6) 特区計画の変更

特区計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、法第 6 条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については必要ありません。

なお、認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を内閣府令で定めています。

- イ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ロ 規制の特例措置の適用の開始の日の 6 月以内の変更
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「ハ イ及びロに掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、個別の規制の特例措置に応じて特区計画に記載することが要請される規制の特例措置の内容の詳細な事項についての軽微な変更を想定しています。この場合の軽微な変更の具体的な内容については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになります。

また、市町村合併が行われた場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は当然に変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

軽微な変更を行った場合であっても、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、特区計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いします。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

）認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、特区計画の変更の申請を行う必要があります。

< 特区計画の取扱い >

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、構造改革特別区域法第 6 条に基づく変更手続を行います。

< 手続 >

構造改革特別区域基本方針 3 . (9) において、「市町村の合併に伴

い、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、(中略)当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。」とされておりますが、具体的には、地方自治法第7条第6項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出して下さい。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談下さい。

変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出して下さい。

特区の範囲の変更を行う等、合併に伴う2.以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出して下さい。

) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合(単に他の市町村を編入する場合)特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をして下さい。特区の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

< 特区計画の取扱い >

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

< 手続 >

合併に伴い、特区の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみ場合は、構造改革特別区域法第6条第1項の「軽微な変更」に該当いたしますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願いいたします。

合併に伴い、編入した他の市町村にも特区の範囲を拡大する等の場合には、構造改革特別区域法第6条に基づく変更手続が必要ですので、同条に基づく変更の申請を行って下さい。

<参考条文>

構造改革特別区域法

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

附 則

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法施行規則

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二・三 （略）

地方自治法

第七条 （略）

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 （略）

第二百六十条 （略）

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 （略）

第2章 認定基準等の解説

2 - 1 . 特区計画の認定基準について

特区計画の認定基準については、法第4条第8項各号（1号基準から3号基準まで）に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.(5)に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。なお、認定基準と申請図書との対応関係については、付録1の特区計画の認定チェックリストを参照してください。

1) 基本方針3.(5))について

1号基準(構造改革特別区域基本方針に適合するものであること)

)「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が構造改革特別区域計画を作成するに当たって、1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、構造改革特別区域計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、1.(2)の)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たりうるものであることに留意する必要がある。

<基本方針1.>

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。現下の我が国の厳しい経済情勢を踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状である。こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、構造改革特別区域を導入する意義である。

したがって、地域においては、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現しうるような特区構想を立案することが期待される。

）特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

）地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

【解説】

法第4条第8項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「構造改革特別区域基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、基本方針中「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
基本方針中「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

の2つに分けられます。ここでは、前者について説明します。

基本方針1.(1)及び(2)に「構造改革の推進等の意義」及び「構造改革の推進等の目標」が定められていますが、特区計画中「意義及び目標」として記載される内容をはじめ、特区計画全体がこれらの「意義」及び「目標」の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点があげられます。

基本方針中の「意義」に照らして、「自助と自立の精神」のもとに、地域の特性に応じた特区構想として知恵と工夫を持って立案された計画であること。

基本方針中の「目標」に照らして、地域特性に応じた地域活性化のみならず、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たりうるものであること。

2) 基本方針3.(5))について

）「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
構造改革特別区域計画に記載されている事項が、上記(4)の)から)を満たすことが判断基準である。

<基本方針3.(4)の)から)>

(4) 構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項にしたがって構造改革特別区域計画を作成する必要がある。

- ）特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること。
- ）地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること。
- ）地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ）実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- ）民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

【解説】

1号基準の后者の内容について解説します。ここでは、次の5つの事項に従って、特区計画が作成されていることが求められます。

特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること

- ・ 特区計画に記載されている規制の特例措置の内容が、法律等又は通達等で定められている規制の特例措置の規定内容に対して、客観的事実に照らして反するものでないことについて判断するものです。この際、一義的には地方公共団体が計画の申請に当たって行った適合の判断が尊重されますが、例えば、法に基づく研究交流促進法の特例で当該国の機関で研究交流の「実績が相当程度」あることについて地方公共団体が認めて申請することと規定されていますが、当該機関では研究交流の実績が全く行われていない事実が明らかであれば「反するもの」と判断されます。

地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること

- ・ 特区計画に記載されている目標と明らかに関連がない規制の特例措置が当該計画に記載されていないことについて判断するものです。例えば、特区計画の目標が英語教育の導入による国際的な人材の育成である場合に、アルコール事業法の特例が計画に記載されていれば「明らかに関連がない」ものとして判断されます。

地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること

- ・ 特区の範囲については、第1章1-2(5) で述べたとおり、「必ずしも特区計画に含まれるすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できる」ものです。ここでは、特区の範囲に、目標の達成や事業(関連事業を含む)の実施と明らかに関連のない区域が含まれていないことを判断するものです。

実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること

- ・ 特区計画に基づき実際に行われることが期待されている具体的な行為と、特区計画に盛り込まれている規制の特例措置の規定内容とが明らかに反していないことを判断するものです。例えば、農業生産法人以外の法人に農地の取得を認める事業を行おうとしているのに対し、特定農地貸付け法及び市民農園整備促進法の特例措置が記載されている場合は、「明らかに反する」ものとして判断されます。

民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること

- ・ 法第4条第3項及び第4項に基づく制度が、特区計画を申請する地方公共団体により確実に履行されていることを確認するものです。例えば、民間事業者等からの提案を踏まえた計画であるとしながら、合理的な理由なく提案内容と異なる計画となっている場合、都道府県が申請主体であるのに関係市町村からの意見聴取がなされていない場合、実施主体からの意見聴取の方法が極めて短時間かつ一方的な方法で行われており、十分な意見の反映が困難であると認められる場合等は、この基準に適合しないものとして扱われます。

3) 基本方針3.(5) について

2号基準(当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること)特区において構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

【解説】

法第4条第8項第2号に基づく基準（以下「2号基準」という。）の具体的な内容を述べたものです。

「構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果」と述べられているとおり、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述する必要があります。

必ずしも経済的社会的効果の大きさや発現の早さを問うものではなく、特区の状況に応じて具体的かつ合理的な説明がなされていることについて判断するものです。

計画の内容によっては、定量的な表現が困難なものもありますが、可能なものについては、極力定量的に示すようにして下さい。定量的な表現としては、例えば次のものが想定されます。

《定量的な指標の例》

- ・ 一般的な経済効果指標
：地域の総生産額の増加、地域の雇用総数の増加 等
- ・ 国際物流関連の指標
：輸出入額の増加、コンテナヤードの回転率の増加 等
- ・ 教育関連の指標
：英検取得生徒数の増加、幼稚園の待機児童数の減少 等
- ・ 医療・社会福祉関連の指標
：不足ベット数の解消 等
- ・ 農業関連の指標
：耕作放棄地の減少、農家民宿滞在者数の増加 等

4) 基本方針3.(5) について

3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

構造改革特別区域計画が認定された場合に

) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、構造改革特別区域計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定することができる。

【解説】

特区計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、全

国的な構造改革への波及、地域経済の活性化という特区制度の目標の実現に
着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実実施ス
ケジュールについて判断するものです。

第1に主体の特定状況の判断については、次のポイントが挙げられます。

規制の特例措置が成立するために特定することが不可欠な主体につい
ての特定状況が対象であること。例えば、3歳未満児を幼稚園で受け入
れる特例については、規制の特例措置を受ける主体としては幼稚園、幼
稚園児（となる者）の両方が想定されますが、幼稚園を特定すれば、幼
稚園児となる者が存在する蓋然性は当然に高いと言えるので、幼稚園の
みが特定対象となります。

「特定されている」とは主体となる具体の個人又は法人が既に定まって
いることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例
えば次のものが挙げられます。

イ 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な
状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極
めて高い状況

ロ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、間もな
く特定されることが確実な状況

ハ コンペやプロポーザル等、主体を特定するための手続のスケジュー
ルが明確であり、その履行が確実である状況

いずれにしても、なお書きとの関係から見ても、認定後、一年以内に
特定される見込みが高いと判断されることが必要となります。

なお書きでは「申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定され
ていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主
体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定すること
ができる」とされており、いわば「仮免許」を付与することを予定して
います。これは、規制の特例措置が受けられることを担保した後でなけ
れば、主体の誘致、勧誘を行うことが難しい場合があることに配慮した
ものです。この場合、1年以内に主体が特定されなければ、法第9条に
基づき認定の取り消しが行われる可能性があることに留意する必要があ
ります。

次に、第2に事業の実実施スケジュールの判断に当たっては、規制の特例措
置の適用が開始された後、これに基づく事業が成立し、必要な成果が得られ
るまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、
事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判
断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切なタ

イムスパンは異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することとなります。

2 - 2 . 関係行政機関の長が行う同意について

関係行政機関の長が行う同意については、法第4条第9項に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.(6)に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。

<基本方針3.(6)>

(6)関係行政機関の長による同意の手続き

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった構造改革特別区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた規制所管省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「特例措置の内容等」という。)に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとし、規制所管省庁の長は、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「同意の要件等」という。)に適合していれば、構造改革特別区域計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き同意をするものとする。

規制所管省庁の長が不同意をする場合には、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置についてどのような部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、内閣総理大臣は当該構造改革特別区域計画の認定を行う前に、当該構造改革特別区域計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該構造改革特別区域計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

【解説】

期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答

- ・ 関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の判断を行い、書面又

は電子メールにより、判断の結果を回答することとされています。

適合の判断は地方公共団体が行う

- ・ ここで地方公共団体が行うこととされている「適合の判断」とは、規制の特例措置を定める法律等又は通達等の規定内容と、当該特区計画に記載する規制の特例措置の内容との適合を判断することを指すものであり、具体的には「×××の要件に適合するものと地方公共団体が認めて申請し」と記載されている部分の要件への適合の判断等が該当します。

別表1に定める「同意の要件」

- ・ で述べたように規制の特例措置の導入に当たっての要件は原則として地方公共団体が判断することとされており、関係行政機関の長が同意に当たって個別の規制の特例措置について特別に求める要件は極めて限定されています。基本方針別表1では、次の2つのものに限定されているところです。

イ 規制の特例措置に関して一定の手続きが実施されていることが定められている場合に当該手続きの確認を行うもの

例) 港湾法の特例措置に関して、行政財産である港湾施設の貸与先である民間事業者を港湾管理者が認めるに当たって、公告、縦覧等の所定の手続きが行われていることを確認

ロ 保安規制関係で規制措置の特例を認める条件として、安全面で措置を求めている場合に当該措置の確認を行うもの

例) 高圧ガス保安法関連の特例措置に関して、水素ガススタンドにおいて保安統括者の選任を要しないこととする措置の代替として、水素ガスが漏れ出した際の自動遮断装置の設置がなされていることを確認

特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き同意

- ・ 「明らかに反する」とは、客観的な事実を照らして反することを指します。特例措置の内容と「特例措置の内容等」との適合については地方公共団体が一義的に判断することとされていることから、地方公共団体の判断を尊重し、関係行政機関の長が行う判断は客観的な事実を照らした形式的なものに限定しているものです。

地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整

- ・ 仮に、関係行政機関の長が客観的な事実を照らして不適合の判断をした場合には、当該規制の特例措置については認定の対象とすることはできませんが、関係行政機関の長の判断のみをもって直ぐに認定の不可の処理を行うこととはせず、地方公共団体、関係行政機関の長の双方から事実の確認等を行う等、内閣総理大臣が所要の調整を行うこととしていま

す。

「同意の要件等」に関する条件

- ・ 関係行政機関の長が同意に際して何らかの条件を付すことは不必要に行われてはなりません。例えば、上述した保安関係規制の特例措置の条件として安全面での措置を「同意の要件」として求める場合には、個別の事情に応じて措置の担保方法等について条件を付すことがやむを得ないものと認められる場合もあります。
- ・ そこで、で述べたように極めて限定的に設定されている「同意の要件」に関するものについてのみ、条件の設定を容認することとしたものです。

第3章 認定申請手続きについて

3 - 1 . 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、法第4条第1項に基づく内閣府令で定められることとなっていますが、予定されている書類は次のとおりです。

構造改革特別区域計画認定申請書（内閣府令で様式を規定）

構造改革特別区域計画（法第4条第2項で記載すべき事項を規定。また、内閣府令で様式を規定。）

添付書類

- イ 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
- ロ 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- ハ 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書
- ニ 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要
- ホ 法第4条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- ヘ イからホに掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

法律等に基づく規制の特例措置と同様に、訓令又は通達により定められる規制の特例措置の適用を受けようとする場合、上記の書類と同様のものを用いることとします。具体的には、一つの特区計画で法律等に基づく特例と通達等に基づく特例を併せて記載することも、通達等に基づく特例のみの特区計画を作成することも可能となります。

また、認定された特区計画の変更の申請に際しては、

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

変更後の構造改革特別区域計画

変更事項に係る添付書類（上記イからへのうち該当するもの。付録2 . モデル添付書類参照）

を揃えて、申請することとなります。

3 - 2 . 認定申請書類の作成要領

1) 構造改革特別区域計画認定申請書等

構造改革特別区域計画認定申請書

構造改革特別区域計画認定申請書の様式としては、次の内容を内閣府令で定めています。

構造改革特別区域計画認定申請書	
年 月 日	
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名 印
構造改革特別区域法第 4 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の認定を申請します。	
注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます	

本申請書の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

-) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記入すること。
-) 法第 4 条第 1 項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を、法附則第 3 条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第 4 条第 1 項の規定及び同法」の文字を抹消して下さい。

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書の様式としては、次の内容を内閣府令で定めています。

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書	
年 月 日	
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名 印
年 月 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のと	

おり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

本申請書の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記入すること。

) 「変更事項」には、3) の構造改革特別区域計画の記載事項のうち、1 から 8 までの事項及び別紙の 1 から 5 までの事項のうち、変更があるものについて記載すること。

) 「変更事項の内容」には、変更事項ごとに、変更前と変更後を対比して記載すること。

iv) 法第 6 条第 1 項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を、法附則第 3 条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第 6 条第 1 項の規定及び同法」の文字を抹消して下さい。

構造改革特別区域計画（本体）

構造改革特別区域計画の様式としては、次の内容を内閣府令で定めています。

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

2 構造改革特別区域の名称

3 構造改革特別区域の範囲

4 構造改革特別区域の特性

- 5 構造改革特別区域計画の意義
 - 6 構造改革特別区域計画の目標
 - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 8 特定事業の名称
 - 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- 別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

本計画の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

)「1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称」には、特区計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入すること。共同で申請する場合には、連名で記入すること。

)「2 構造改革特別区域の名称」には、「 特区」と記述すること。名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定して下さい。

)「3 構造改革特別区域の範囲」には、特区の範囲を明示すること。文章で表現することが困難な場合には、「別紙による」とし、図面を添付しても結構ですが主たる場所は明示して下さい。特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。

)「4 構造改革特別区域の特性」には、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性、すなわち自然的、経済的、社会的諸条件や他の地域と異なる取扱いをする必要性等特区の特性を簡潔かつ端的に表現すること。特区の特性については、特区計画の意義、目標、経済的社会的効果と連動するとともに、個別の規制の特例措置の内容との整合性にも関係することに留意して記述して下さい。

)「5 構造改革特別区域計画の意義」には、基本方針1.(1)の内容と整合性をとりつつ、特区計画の意義を簡潔かつ端的に表現すること。この

際、1号基準の判断に用いられることに留意して下さい。

)「6 構造改革特別区域計画の目標」には、基本方針1.(2)の内容と整合性をとりつつ、計画により、当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等特区計画の目標を簡潔かつ端的に表現すること。この際、1号基準の判断に用いられることに留意し、特区計画の経済的社会的効果と、適用される規制の特例措置やこれに関連する事業との相互の関連等、計画の全体像が明確になるように記述してください。

)「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述すること。この際、可能な限り定量的な表現を用いることとし、定量的な指標の根拠を明らかにして下さい。根拠を示す書類については、「別添のとおり」として、添付しても構いません。

)「8 特定事業の名称」には、当該特区計画で実施しようとする特定事業のすべての名称を記載すること。なお、事業の詳細は、別紙に記載することになっています。

)「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」には、特定事業に関連して実施する事業(関連事業)の内容について記載すること。関連事業の記述の程度については、原則として、特区計画の意義、目標、効果との関係を考慮して、地方公共団体が必要と認める程度で構いません。なお、当然のことながら、関連事業を記述しなくても構いません。関連事業のほか、構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項があれば記載して下さい。

構造改革特別区域計画(別紙)

別紙

- 1 特定事業の名称
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

4 特定事業の内容

5 当該規制の特例措置の内容

注 特定事業ごとに作成すること

別紙は、特区計画に記載する特定事業ごとに作成してください。別紙の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

)「1 特定事業の名称」には、基本方針別表1に記載されている特定事業のうち該当するものの「番号」及び「特定事業の名称」を記載すること。

)「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」には、当該規制の特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載すること。3号基準の主体の特定に留意して下さい。例えば、学校教育法の特例では、「区内の幼稚園（の設置主体）」、「区内の幼稚園のうち在園児が 人以上のもの」、「区内の幼稚園のうち 町に所在するもの」（特定の）「 幼稚園」等の表現が可能です。

この場合、「 幼稚園」と幼稚園を特定していれば主体の追加は計画の変更に該当しますが、「区内の幼稚園」と記載し、当面、一部の幼稚園で特例措置を実施し、その後、他の幼稚園を追加しても計画の変更は必要ありません。（ただし、この場合は原則として、当面実施する幼稚園を5）の書類で明確にし、主体の特定を図ることとします。）

なお、規制の特例措置の適用を受けられる者の特定が求められている規制については、特定していただくことが必要です。

)「3 当該規制の特例措置の適用の開始の日」には、特区計画の認定後、規制の特例措置の適用を開始しようとする日を地方公共団体が実情に応じて任意に設定し、記載すること。すなわち、規制の特例措置が適用された後に行われる許認可や事実行為の開始の日を記載するものではありません。

)「4 特定事業の内容」には、規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述すること。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域推進本部ホームページで明らかにしています。

)「5 当該規制の特例措置の内容」には、当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠、基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容等、規制の

特例措置を適用するために必要な内容を記述すること。特に、2 - 2で記述しましたように、特例措置の内容への適合の判断は、地方公共団体が行うこととなっているので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述して下さい。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するものではありません。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域推進本部ホームページで明らかにしています。

2) 添付書類

構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類の1 - 1及び1 - 2を参考にして下さい。
- ・ 2種類の図面が定められていますが、
 - イ 特区の範囲が市域、県域等の行政界と一致する場合は単に行政区画を表示した図面で足りることとし、
 - ロ 行政界の一部を切り取って特区の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面を求めているものです。

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

- ・ 特区計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の2を参考にして下さい。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - ）既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
 - ）主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述して下さい。

構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書

- ・ 3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の3を参考にして下さい。
- ・ ここには、各事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにして下さい。
- ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文書でも記述して下さい。
- ・ 個別の事業の工程については、少なくとも、
 - イ 当該規制の特例措置の適用が開始される日
 - ロ 特区計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には当該許認可申請を行う見込みの日
 - ハ 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日
 について記述して下さい。

法第4条第3項の規定に基づき聴いた意見の概要

- ・ 意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載して下さい。

法第4条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

- ・ 提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載して下さい。

その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等

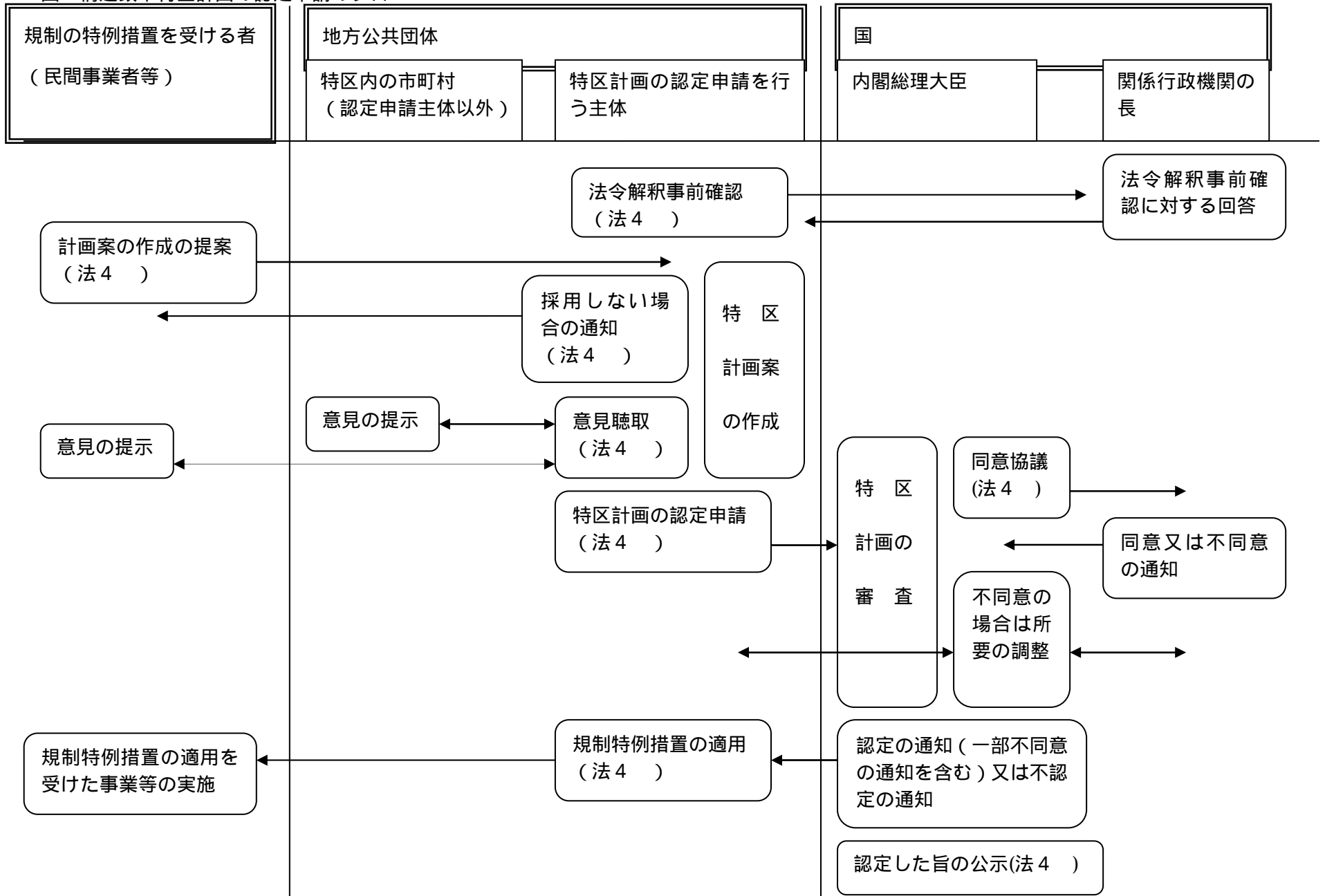
特区計画の認定申請として定められている事前手続きが行われたことを示す書類

構造改革特別区域計画の全体像を示すイメージ図

- ・ 構造改革特別区域計画の全体像が分かるように、取組の相互の関係や目標が明示された計画の概念図、具体例の分かる絵・写真等、取組の流れがわか

るフローなどを組み合わせて表現して下さい。なお、本資料については、ホームページ、パンフレット等により、構造改革特別区域計画の具体的な例として公表する場合があります。

図 構造改革特区計画の認定申請のフロー



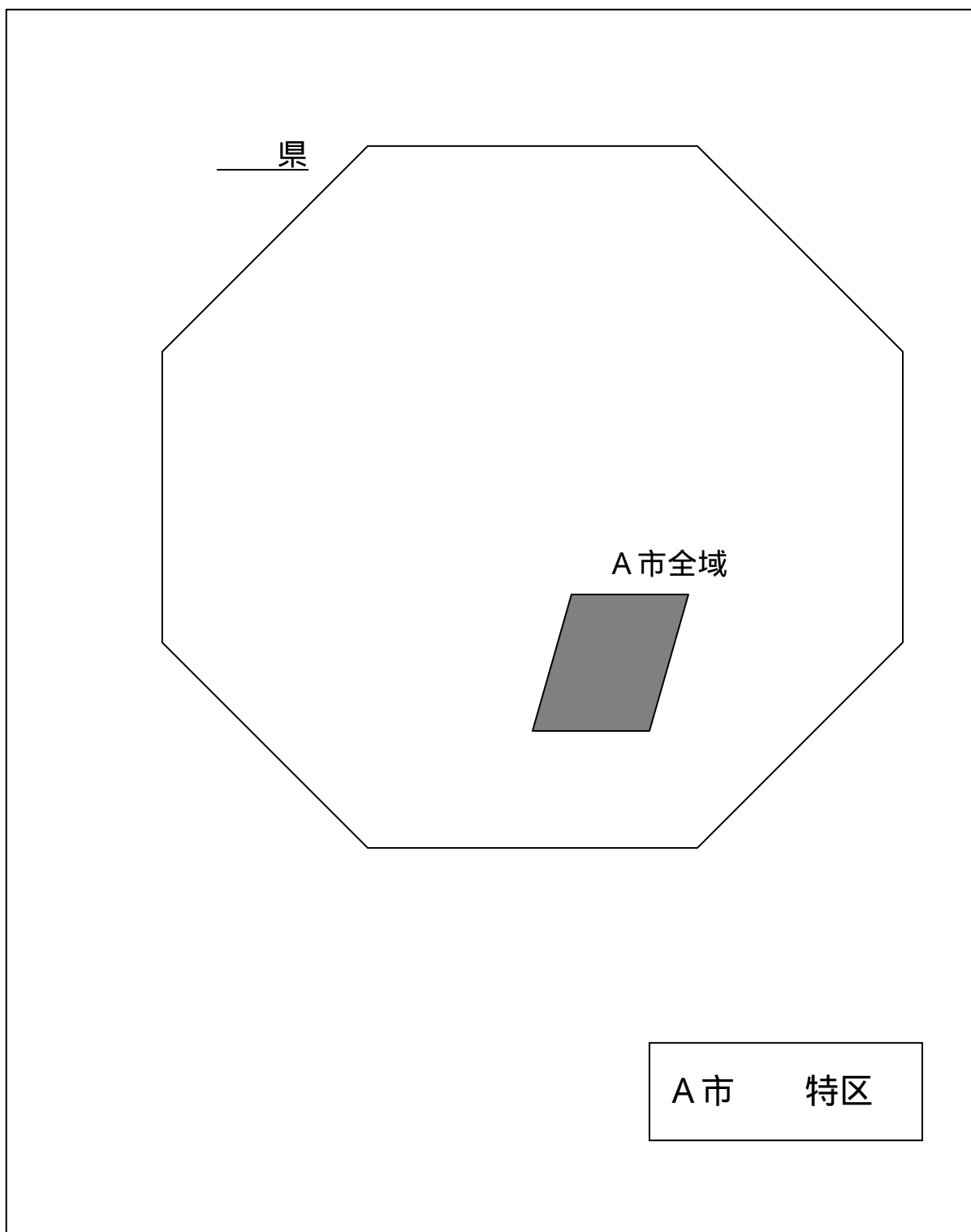
付録1 特区計画の認定チェックリスト

番号	該当基準	根拠	チェックポイント(左欄に 又は×を記入)	対象申請図書
1	基本方針に適合するものであること	法4条8項1号		
1 - 1	構造改革の推進等の意義及び目標と合致していること		特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現するものであること。	・特区計画(5及び6ほか全体)
			地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につながるものであること。	・特区計画(5及び6ほか全体)
1 - 2	構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項と合致していること		法律・政省令、訓令又は通達で定められているところに適合すると認められる規制の特例措置が記載されていること。	・特区計画(8及び別紙) ・その他必要と認める書類
			地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置が記載されていること。	・特区計画(6、8及び別紙)
			地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、構造改革特別区域の範囲の設定が妥当であること。	・特区計画(3、6、8、9及び別紙) ・構造改革特別区域の行政区域の図面又は付近見取図
			実施しようとしている事業の内容と講じる規制の特例措置とが整合していること。	・特区計画(別紙)
			民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。	・実施しようとする者からの提案の概要 ・実施主体等の意見の概要
2	当該計画の実施が当該区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること	法4条8項2号	計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が具体的かつ合理的に説明されていること。事業の性格に応じて、可能な限り定量的に示されるべき。	・特区計画書(7) ・関連事業を明らかにする書類 ・計画の工程表
3	円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	法4条8項3号	規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。	・特区計画(別紙) ・主体の特定状況を示した書類
			事業の実施スケジュールが明確であること。	・特区計画(別紙) ・計画の工程表
その他	特定事業について各省の同意が得られていること	法4条9項		・その他必要と認める書類

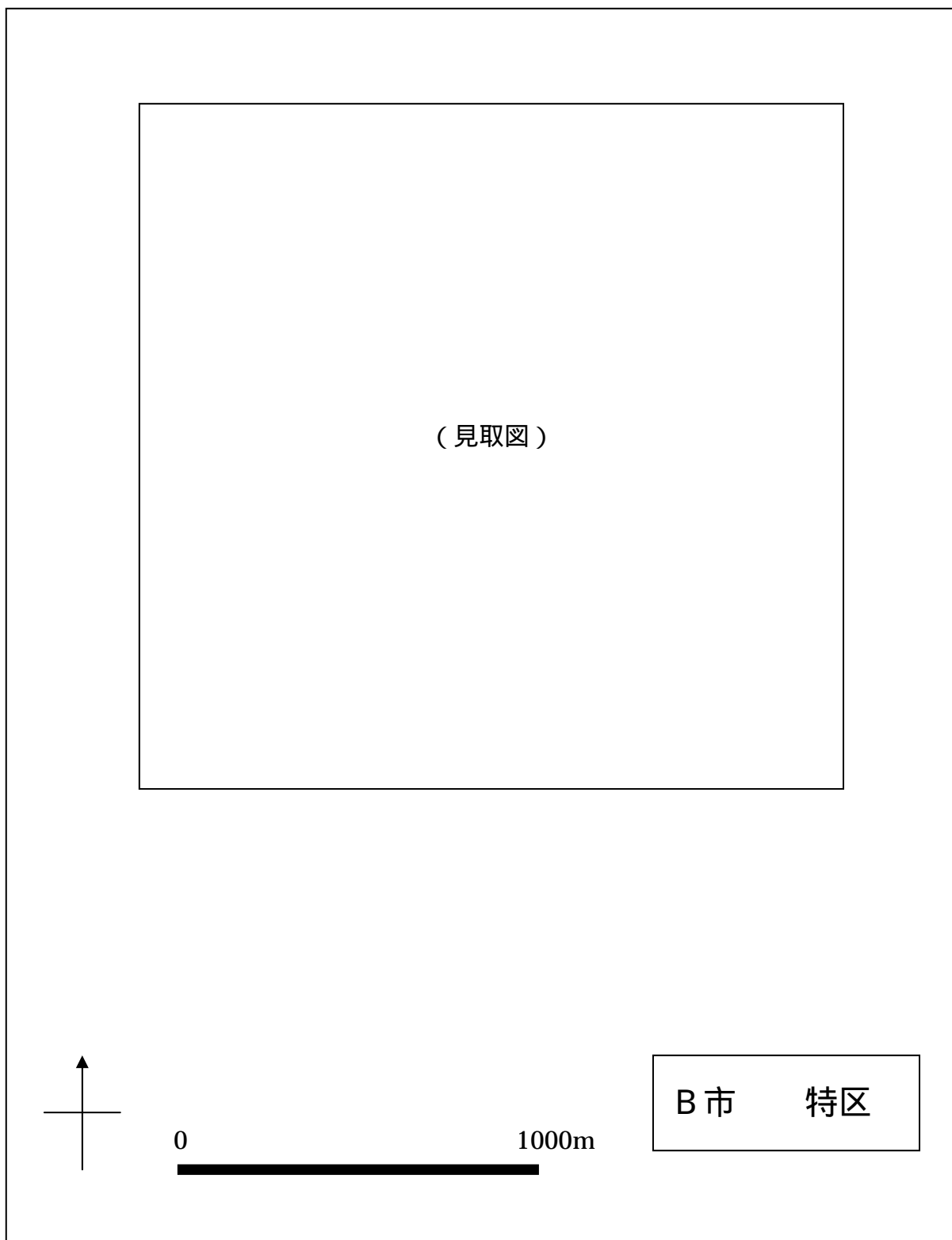
付録2

モデル添付書類（例）

1 - 1 構造改革特別地域に含まれる行政区画を表示した図面



1 - 2 方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した
付近見取図



2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況

主体が既に特定されている場合

名称	株式会社 (代表者)
住所	市 町 x - x - x
概要	設立： 年 月 日 業種：サービス業 業務概要： x x x x x x x x x x x x x x x x

2 - 2 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況

主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>年 月 市特区構想検討委員会設置 年 月 関係事業者（社）への意向調査 社が参加意向を示す。 年 月 同検討委員会提言 事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の 関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 （役職、委員長） （役職） × × （役職）・・・ 予算： 円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>年 ~ 月 コンペ参加募集 年 ~ 月 提案受付 年×月 選定委員会、審査結果の公表 規制を受ける主体の特定 年 月~ 事業開始</p>

3 構造改革特別区域計画の工程表

	特定事業名(別表1の番号)	H.15.4		H15.7	H15.9	H16.4	H16.9	H16.12		H17.4	H18.4		H19~
特定事業	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813)		開始 特例適用	の開始 契約、貸し付け			の終了 関連研究	関連民間研究施設の開設		外国人研究者を活用した産学官連携拠点の整備			
特定事業	外国人研究者受入れ促進事業(501)		開始 特例適用	研究の開始 外国人の受入れ		事業の開始 連携							
特定事業	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業(703)		開始 特例適用	許可申請 許可	管理事業の開始					民間主体による港湾経営の安定化			
特定事業	特定埠頭運営効率化推進事業(1203)		開始 特例適用	貸付け の開始 運営事業									
関連事業	外国人弁護士・医師の活用による外国人生活環境の向上事業		事業の開始 外国人生活環境の向上	外国人生活環境の向上			外国人生活環境の向上						
関連事業	国際イベントの開催	参加地域の調査・調整				実行委員会の設置					イベントの開催		

国際交流都市の形成

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	株式会社 (代表者) (住所： 市 町 x - x - x)
意見を聴いた日時	年 月 日
意見を聴いた方法	月 日に計画骨子案を提示し、月 日に文書にて意見提出があった。
意見の概要	<p>1 . 特定事業については、 だけではなく、 も実施する方が地域活性化のために効果的</p> <p>2 . 特定事業の開始日を6ヶ月遅くすること</p> <p>.....</p>
意見に対する対応	<p>1 . については、意見を踏まえ、 事業も計画に位置付けた。</p> <p>2 . 6ヶ月遅くすることは、効果が大きく減るので、対象者と調整し、骨子案から2ヶ月遅くし、x月から開始することとした。</p> <p>.....</p>

5 法第4条第4項の規定により踏まえた提案の概要

提案者	学校法人 (代表者) (住所： 市 町 x - x - x)
提案のあった日時	年 月 日
提案の方法	「 教育特区」提案書の提出
提案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 不登校児童生徒対象学校設置事業（仮称）の実施 2 . 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業の実施 3 . これらの事業者として、当該学校法人を位置付けること <p>.....</p>
提案に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 意見を踏まえ、本事業を位置付けた計画を作成した。 2 . 同上 3 . 規制の特例措置を受ける主体については、市内に住所があり、本事業を実施してきた実績のある学校法人3団体とすることとし、計画に位置付けた。 <p>.....</p>